

＜参考資料＞公民館の歴史と現在

日本における「公民館」の法的な誕生は第2次世界大戦後であるが、社会教育の歴史をみると、公民館という名称はそれ以前にもあり、また公民館によく似た施設の構想などもあった。公民館は第二次大戦後に生まれた社会教育施設であるとはいえ、戦前にすでにその前史ともいえる歴史があったのである。※

※「公民」概念について

1889年に「大日本帝国憲法」が制定され。帝国議会（貴族院・衆議院）の衆議院議員を選挙するために「25歳以上の男子で一定額以上の納税者」に投票権が与えられた。このことから「選挙権を持つ者」に「公的な権利を持つ国民」という意味で「公民」という概念が生まれたといわれている。

ところがその後、1925年に選挙法が改正されて「男子25歳全員」に選挙権が与えられ、「公民」概念が一举に拡大された。それにつれて「公民館」という名称も一举に広がったものといわれている。

そして、戦後約60年に及ぶあゆみの中で、公民館は社会教育の発展に重要な役割をはたしてきた。その歴史をみずに、今日の公民館を理解することは、どうていできないであろう。公民館の生涯学習的活性化を論ずるといっても、その歴史的背景を知らずしては現実に立脚した提言を行うことはできないにちがいない。

社会教育史を遡ると公民館構想の源流を探り当てることができるが、筆者が調べた限りでは明治時代の公会堂の構想がそれに当たるように思われる。明治35（1902）年に井上亀五郎は『農民の社会教育』の中ではじめて公会堂の構想を述べているが、これが日本固有の施設である戦後の公民館の構想に似ているといえよう。

井上は、この著書の中で「農業を改良進歩せしむることの切要なるは論するまでもないことなるがなににしても教育・社会指導である。」（1頁）という。井上は、農民に対する社会教育の使命とは、農民の心性の理想的な育成、農民の習慣・風俗を守ること、農民社会の改良である、と述べている。

これらの使命の中でも、井上は特に「農民社会の改良」を促進させるために公会堂の設置を提案している。

「農民をして社交的動物たる本能を發揮せしめ社会的感情の調整を図る事あらば彼等の思想界はいよいよ拡充せられ彼等の感情は優美にしてしかも公共的となり彼等の意志は自己に偏在せず事宜によりて働き従いて彼等の生活はますます高尚にいよいよ純潔に赴かん是実に其如此ならしむるために公会堂を設置す

るの必要あるを見る(130頁)。

井上はこの著書の「農民社会の改良」という章の中で、戦後の公民館に近い公会堂の構想について述べている。それによると、公会堂は農民の〔公談場〕であり、彼らが談話・討議・演説を行う場である。また〔共同遊戯場〕でもあり、その庭園で角力・撃剣・柔術・体操などが行われる。さらに〔共同宴会場〕でもあり、ここで神聖にして規律ある宴会が開かれて私人宴会の模範にもなる。その上〔展覧会場〕でもあり、高尚なる音楽・舞踊の会場ともなり、幻燈会場にもなる。

横井時敬（当時東京農業大学学長・理事長）は、その著書『農村制度の改造』（大正14（1925）年）の中で〔公会堂〕を提案している。

「公会堂は娯楽にたいして相当の設備をなすのである。幻燈・活動写真・音楽・講談・芝居など、相当に催し得らるるやうにするのが理想である。」(230頁)

「戸外遊戯競技の場所も設けたいが、これは小学校の運動場を開放するのが、経済上より見て便利であらう。」(230頁)

「公会堂には新聞、雑誌その他多少の図書を備えて文庫とするが宜しく、読書室にては村民自己の図書などを携え来たりて読むも宜しかるべきである。」(230頁)

「柔道、剣道などの道場また公会堂の一部に置くがよいに相違ない。」(231頁)

横井は、井上の構想に加えてここでは活動写真・幻燈・音楽会・講談・芝居などの開催や新聞・雑誌・図書の設置や読書室や料理屋などの設置などにも言及しているが、公会堂は農民の生活を向上させるためのものであるという点で、両者のイメージはほとんど同じものであるとあってよいであろう。

その後、このような構想をより具体化したのが当時優良町村の調査を行っていた菅原亀五郎である。その著書『理想郷土の建設』（昭和4（1929）年）の中で、彼は「公民館」という名称を初めて使ったが、『理想郷建設の五型』（昭和7（1932）年）の中で次のように書いている。

「理想郷土建設には次の五型式が考えられる。

a) 市町村役場または部落中心、b) 青年団体または教化団体中心、c) 産業組合中心、d) 青年学校及び小学校中心、e) 公民館中心」(26頁)

この『公民館』に関して菅原は次のような構想を述べている。

「公民館とは『共同の家であり各階級における橋渡しとして各階級の方が隔てなく 共同和楽するために、公民館に集まり、その館を利用する』もので、趣味面や娯楽面のほか経済的産業的諸施設を併せて、町村民の利用に供するものである。」

これらのことから、明治の後半から大正、昭和初期にかけて、農村に公会堂ないしは公民館のような施設が必要だとする論があったことがわかるであろう。その構想は第二次大戦後の公民館と似ているところが多く、公民館の源流ともいえるものである。

また、現在の公民館に類似した、実際に建てられた施設があった。例えば、明治30(1897)年に〔キングスレー館〕、明治41(1908)年に〔三崎会館〕、明治44(1911)年に〔有隣園〕、昭和3(1928)年に〔南岳荘〕、昭和16(1941)年に「郷土館」等が建てられた。

このようにみえてみると、何人かの公民館構想や実際に建てられた施設の規模、目的、事業内容を検討すると、次のようなことがいえるように思う。

- A) 公民館には戦前に前史がある。
- B) 公民館の先駆施設は多くの観点(農業、宗教、教育、経済、社会主義、文化など)から作られたため広範囲の活動ができた。
- C) 現在の公民館の構想は、戦前に存在した施設の構想や実際の機能をかなりの部分で継承したものであるだろう。
- D) これからの公民館活動としての余暇活動振興・学習活動の援助・計画、学校との連携、学習情報提供・学習相談事業なども、依然としてそのような戦前施設の構想をかなりの部分で継承するものであるといえるであろう。

その後、このような構想をより具体化したのが当時優良町村の調査を行っていた菅原亀五郎である。その著書『理想郷土の建設』(昭和4(1929)年)の中で、彼は「公民館」という名称を初めて使ったが、『理想郷建設の五型』(昭和7(1932)年)の中で次のように書いている。

「理想郷土建設には次の五型式が考えられる。

a)市町村役場または部落中心、b)青年団体または教化団体中心、c)産業組合中心、d)青年学校及び小学校中心、e)公民館中心」(26頁)

この『公民館』に関して菅原は次のような構想を述べている。

「公民館とは『共同の家であり各階級における橋渡しとして各階級の方が隔てなく 共同和楽するために、公民館に集まり、その館を利用する』もので、趣

味面や娯楽面のほか経済的産業的諸施設を併せて、町村民の利用に供するものである。」

これらのことから、明治の後半から大正、昭和初期にかけて、農村に公会堂ないしは公民館のような施設が必要だとする論があったことがわかるであろう。その構想は第二次大戦後の公民館と似ているところが多く、公民館の源流ともいえるものである。

また、現在の公民館に類似した、実際に建てられた施設があった。例えば、明治30(1897)年に〔キングスレー館〕、明治41(1908)年に〔三崎会館〕、明治44(1911)年に〔有隣園〕、昭和3(1928)年に〔南岳荘〕、昭和16(1941)年に「郷土館」等が建てられた。

このようにみえてくると、何人かの公民館構想や実際に建てられた施設の規模、目的、事業内容を検討すると、次のようなことがいえるように思う。

A) 公民館には戦前に前史がある。

B) 公民館の先駆施設は多くの観点(農業、宗教、教育、経済、社会主義、文化

など)から作られたため広範囲の活動ができた。

C) 現在の公民館の構想は、戦前に存在した施設の構想や実際の機能をかなりの部分

で継承したものであろう。

D) これからの公民館活動としての余暇活動振興・学習活動の援助・計画、学校との連

携、学習情報提供・学習相談事業なども、依然としてそのような戦前施設の構想をかなりの部分で継承するものであるといえるであろう。

◆現行の社会教育法の一部を抜き書き

第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置

することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

★以上の歴史を踏まえ、公民館の意義を認めつつも、現実の公民館の設置・運営において、主権者である住民の意思に基づくことが不十分ではないか、という批判が根強い。